

## 亀山市告示第37号

亀山市介護予防・生活支援サービス事業（第3層訪問型サービスB及び通所型サービスB）実施要綱を次のように定める。

令和5年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市介護予防・生活支援サービス事業（第3層訪問型サービスB及び通所型サービスB）実施要綱

#### （目的）

第1条 この告示は、訪問型サービスB事業（鈴鹿亀山地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年鈴鹿亀山地区広域連合規則第2号。以下「規則」という。）第5条第1号ウに掲げる事業をいう。）及び通所型サービスB事業（規則第5条第1号クに掲げる事業をいう。）（以下これらの事業を「サービス事業」という。）を地域まちづくり協議会（亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）に規定する組織をいう。）が実施することにより、高齢者が要介護状態等となることを予防し、又は要支援状態を軽減するとともに高齢者の地域における自立した日常生活を支援することを目的とする。

#### （人員・設備・運営基準の遵守）

第2条 地域まちづくり協議会は、サービス事業を実施するときは、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「要綱」という。）別記1（1）イ（ア）③（d）又は別記1（1）イ（イ）③（d）に定める人員・設備・運営基準を遵守するものとする。

#### （サービス事業の対象者）

第3条 サービス事業の対象者は、規則第6条第1項に規定する対象者とする。

#### （サービス事業の内容）

第4条 訪問型サービスB事業の内容は、サービス事業の対象者の居宅等において、掃除、洗濯その他の生活援助（訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日付け老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）に定める生活援助をいう。）、外出支援及び話し相手等を行うサービスの提供その他

事業の目的を達成するために必要なもの（以下「訪問型サービス」という。）とする。

- 2 通所型サービスB事業の内容は、要綱別記1（1）イ（イ）③（b）に定める支援内容を行うサービスの提供その他事業の目的を達成するために必要なもの（以下「通所型サービス」という。）とする。この場合において、通所型サービスを提供する回数は、おおむね月2回以上とし、当該1回当たりの当該サービスを提供する時間は、60分以上とする。

（サービスの提供方法等）

第5条 地域まちづくり協議会は、有償又は無償のボランティアにより、次に掲げる方法によりサービスを提供するものとする。

- （1）サービス事業の対象者を担当する介護支援専門員又は相談支援専門員の要請等に基づき提供すること。
- （2）地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第16項に規定する介護予防支援を行う介護支援専門員又は相談支援専門員との協働により提供すること。
- （3）サービス事業の目的を理解し、ケアプランに基づき提供すること。

- 2 地域まちづくり協議会は、サービスの提供に支障がない場合に限り、次に掲げる活動をサービス事業と一体的に実施することができる。ただし、サービス事業とそれ以外の生活支援に係る実績は、明確に区別し、管理しなければならない。

- （1）サービス事業の対象者にサービス事業以外の生活支援を行うこと。
- （2）サービス事業の対象者以外の者にサービス事業と同等の生活支援又はそれ以外の生活支援を行うこと。

（費用の負担）

第6条 訪問型サービス及び通所型サービスの利用者（次項において「利用者」という。）は、地域まちづくり協議会が定めた額を当該地域まちづくり協議会に支払うものとする。

- 2 前項に定める額のほか、サービスの提供に当たり実費が生じるときは、利用者は、その費用に相当する額を地域まちづくり協議会に支払うものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、訪問型サービス又は通所型サービスを提供するための実施体制を確保している地域まちづくり協議会に対して補助金を交付することができる。ただし、そ

の年度中に、地域まちづくり協議会が、亀山市地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱（令和2年亀山市告示第130号）の規定による補助金の交付を受けようとし、又は受けた場合は、交付しない。

2 前項本文の規定により交付する補助金（以下この条及び第9条において「補助金」という。）の額は、訪問型サービスを提供するための実施体制の確保にあつては1の年度につき100,000円を、通所型サービスを提供するための実施体制の確保にあつては1の年度につき100,000円を限度として、予算の範囲内において市長が定めるものとする。

3 補助金の申請をしようとする地域まちづくり協議会が、亀山市補助金等交付規則（平成17年亀山市規則第32号）第3条の規定により補助金等交付申請書に添えて提出しなければならない書類は、同条の規定にかかわらず、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス及び通所型サービス）事業計画（概要）及び収支予算書（様式第1号）その他市長が必要と認める書類とする。

4 補助金の申請をした地域まちづくり協議会が、補助金の交付の対象となる事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときに亀山市補助金等交付規則第12条の規定により補助事業等実績報告書に添付して提出しなければならない書類は、同条の規定にかかわらず、介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス及び通所型サービス）補助事業の成果及び収支決算書（様式第2号）とする。

（地域まちづくり協議会の債務）

第8条 地域まちづくり協議会は、サービス事業を適切かつ安全に提供するため、従事者に対して、次に掲げる必要な措置を講じなければならない。

（1）安全なサービスの提供を行うことを目的とした関連研修の受講

（2）従事者の健康状態の管理

（3）個人情報の適切な管理（個人情報の保護及び情報セキュリティ）

2 地域まちづくり協議会は、地域との結びつきを重視するとともに、市及び地域包括支援センター等の関係機関と連携した運営を行うものとする。

3 サービスの提供に当たり事故が発生した場合は、地域まちづくり協議会の責務において適切に対応しなければならない。

（関係書類の保管）

第9条 補助金の交付を受けた地域まちづくり協議会は、補助金の交付の対象となる事

業に係る収入及び支出の状況を明確にしておくとともに、関係帳簿及び書類を当該事業の完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス及び通所型サービス）  
事業計画（概要）及び収支予算書

地域まちづくり協議会名

---

月	実施回数	利用延べ 人数	利用実人 数	対象要件人数		実施日時	主な実施内容
				要支援	事業対象		
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							
合計							

事業計画書（概要）

※ 補助事業の成果及び収支決算書には、要支援・事業対象者の名簿及び作業内容を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス及び通所型サービス）  
補助事業の成果及び収支決算書

地域まちづくり協議会名

---

月	実施回数	利用延べ 人数	利用実人 数	対象要件人数		実施日時	主な実施内容
				要支援	事業対象		
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							
合計							
事業計画書（概要）							

※ 補助事業の成果及び収支決算書には、要支援・事業対象者の名簿及び作業内容を添付してください。